

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月26日
【届出者の名称】	都築電気株式会社
【届出者の所在地】	東京都港区新橋六丁目19番15号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目19番15号
【電話番号】	03(6833)7777(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理本部経理部長 石丸 雅彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	都築電気株式会社 (東京都港区新橋六丁目19番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注2) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注5) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注7) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

第1【公開買付要項】

1【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

2【買付け等の目的】

当社は、ICT（注）サービス企業として、創造的でありながらも安定的にお客様をサポートすべく幅広い業務分野にわたりICTサービスを提供して参りました。

当社を取り巻く環境としては、東日本大震災の影響により停滞していた企業の生産活動の改善に伴い、設備投資や個人消費といった需要も緩やかな回復傾向を迎える一方で、欧州財政危機の一層の深刻化、歴史的な円高の長期化や株価の低迷など引き続き厳しいものとなっており、当社を含めた日本企業の先行きは依然として不透明な状況が続いていると考えております。

そのような事業環境の中で、当社といたしましては、「高い専門性を保有する人財の育成」と「ソリューション力の強化」に努め、より一層お客様から信頼され、お客様の企業価値を高めることで当社の企業価値の更なる向上を図るべく日々取り組んでおります。

また、平成24年1月5日付当社プレスリリース「連結子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ」において公表のとおり、当社の完全子会社であった都築電産株式会社を平成24年2月29日付で吸収合併し、ソリューションサービス事業の領域拡大を視野に体制の一体化を確立し、経営資源の集中と一層の経営効率化に取り組んでおります。

当社は、かかる事業戦略の立案・実行と併せて、今後の資本政策のあり方についても検討してまいりました。平成24年1月4日にタワー投資顧問株式会社（以下「タワー投資顧問」といいます。）が提出した当社普通株式にかかる大量保有報告書の変更報告書No. 27によると、タワー投資顧問は平成23年12月29日現在、当社普通株式を11,620,490株（本書提出日現在の発行済株式総数（25,677,894株）に対する割合45.25%（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において同じとします。））保有しております。タワー投資顧問の投資会社という性格上、安定的に当社普通株式を継続して保有いただけない可能性があることを前提とし、将来的に大量の当社普通株式が売却されることを視野に入れて、当社は、平成23年11月下旬からその対応について具体的に検討を重ねてまいりました。当社といたしましては、当社の経営方針や事業計画、財務状況等を踏まえ今後の資本政策について慎重に検討をした結果、一時的に大量の当社普通株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場株価に与える影響を鑑み、当社が自己株式として買い受けることが最適であると考えました。上記の検討内容を踏まえて、当社は、平成24年3月下旬からタワー投資顧問と具体的な意見交換を行い、最終的に平成24年3月22日に法に定める自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）にタワー投資顧問が自ら保有または運営・支配する全てのファンド等の組合その他の団体が保有する当社普通株式の全て（平成24年3月22日現在11,861,490株（本書提出日現在の発行済株式総数（25,677,894株）に対する割合46.19%））を、応募または応募させることを当社に対して確約する旨の確約書を受領しております（当社に対する確約書については後述。）。なお、当社は、自己株式の取得の方法としては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から公開買付けの手法とし、本公開買付けにおける買付予定数については、タワー投資顧問が投資権限を持つ当社普通株式数（平成24年3月22日現在11,861,490株（本書提出日現在の発行済株式総数（25,677,894株）に対する割合46.19%））を踏まえ、一般株主の皆様に対しても公平な応募機会を提供することとし、当社の直近の財務状況から財務の健全性及び安定性を考慮した上で、14,700,000株（本書提出日現在の発行済株式総数の57.25%）を上限とすることが適切であると判断いたしました。

本公開買付けにおける買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定にあたって当社は、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべくディスカウントを行うこととし、過去の自己株式の公開買付けの事例のディスカウント率を参考にしながら、当社の財務状況を勘案の上、タワー投資顧問との意見交換の内容に基づいて検討を行い、ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社（以下「ジャパン・ビジネス・アシュアランス」といいます。）の株式価値分析報告書（詳細は「4 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数」の「(2) 買付け等の価格等」参照。）を参考にして本公開買付価格を770円とすることといたしました。

以上の検討を経て、当社は、平成24年3月23日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、発行者による上場株券等の公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けの決済資金として、自己資金約100億円に加え、最大で80億円の借入金調達する予定ですが、その場合でも、当社の現状の研究開発活動計画や配当方針に影響を与えることなく返済を行っていくことが可能であり、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性を維持できるものと考えております。

当社は、タワー投資顧問から平成24年3月22日付で、タワー投資顧問が自ら保有または運営・支配する全てのファンド等の組合その他の団体が保有する当社普通株式の全て（平成24年3月22日現在11,861,490株（本書提出日現在の発行済株式

総数(25,677,894株)に対する割合46.19%)を、本公開買付けに応募または応募させることを当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。応募の前提条件はありません。

本公開買付けによって取得した自己株式の処分等の方針につきまして、その具体的な内容は未定です。

なお、当社は、第一中央法律事務所から本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受け、平成24年3月23日付で、本公開買付けにかかる意思決定方法等について法務的見地から妥当である旨の意見書(リーガル・オピニオン)を取得しております。

(注) ICT (Information and Communication Technology) とは、情報・通信に関連する技術一般の総称です。

3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1)【発行済株式の総数】

25,677,894株(平成24年3月26日現在)

(2)【株主総会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
-	-	-

(3)【取締役会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
普通株式	14,701,000	11,319,770,000

(注) 取得する株式の総数の発行済株式総数に占める割合は、57.25%であります。

(4)【その他()】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
-	-	-

(5)【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
-	-	-

4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成24年3月26日(月曜日)から平成24年4月20日(金曜日)まで(20営業日)
公告日	平成24年3月26日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

(2)【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき、金770円
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定に際して、第三者算定機関であるジャパン・ビジネス・アシュアランスに当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成24年3月23日付で株式価値分析報告書を取得しております。</p> <p>ジャパン・ビジネス・アシュアランスは、株式価値分析報告書において、市場株価平均法、修正簿価純資産法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用し算定を行いました。各手法において算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成24年3月22日を基準日として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部における当社普通株式の直近1ヶ月間の終値の出来高加重平均値822円、直近3ヶ月間の終値の出来高加重平均値818円及び直近6ヶ月間の終値の出来高加重平均値797円を基に、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を797円から822円までと分析しております。</p> <p>修正簿価純資産法では、平成24年3月期第3四半期決算の財務数値を使用し、同貸借対照表項目について換金可能性を考慮した再評価を行った後の純資産価額を分析し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を589円から882円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、当社が作成した事業計画を基に、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を733円から917円までと分析しております。</p> <p>本公開買付価格の決定にあたって当社は、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の実益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべくディスカウントを行うこととし、過去の自己株式の公開買付けの事例のディスカウント率を参考にしながら、当社の財務状況を勘案の上、タワー投資顧問との意見交換の内容に基づいて検討を行い、ジャパン・ビジネス・アシュアランスの株式価値分析報告書を参考にして、最終的に平成24年3月23日開催の取締役会において、本公開買付価格を770円とすることといたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格である770円は、本公開買付けの実施を決議した平成24年3月23日の前営業日である平成24年3月22日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値830円から7.23%、同年3月22日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値822円から6.30%、同年3月22日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値816円から5.65%、同年3月22日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値792円から2.73%をそれぞれディスカウントした金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成24年3月23日の当社普通株式の終値800円から3.75%ディスカウントした金額となります。</p>

<p>算定の経緯</p>	<p>当社は、ICTサービス企業として、創造的でありながらも安定的にお客様をサポートすべく幅広い業務分野にわたりICTサービスを提供して参りました。</p> <p>当社を取り巻く環境としては、東日本大震災の影響により停滞していた企業の生産活動の改善に伴い、設備投資や個人消費といった需要も緩やかな回復傾向を辿る一方で、欧州財政危機の一層の深刻化、歴史的な円高の長期化や株価の低迷など引き続き厳しいものとなっており、当社を含めた日本企業の先行きは依然として不透明な状況が続いていると考えております。</p> <p>そのような事業環境の中で、当社といたしましては、「高い専門性を保有する人財の育成」と「ソリューション力の強化」に努め、より一層お客様から信頼され、お客様の企業価値を高めることで当社の企業価値の更なる向上を図るべく日々取り組んでおります。</p> <p>また、平成24年1月5日付当社プレスリリース「連結子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ」において公表のとおり、当社の完全子会社であった都築電産株式会社を平成24年2月29日付で吸収合併し、ソリューションサービス事業の領域拡大を視野に体制の一体化を確立し、経営資源の集中と一層の経営効率化に取り組んでおります。</p> <p>当社は、かかる事業戦略の立案・実行と併せて、今後の資本政策のあり方についても検討してまいりました。平成24年1月4日にタワー投資顧問が提出した当社普通株式にかかる大量保有報告書の変更報告書No. 27によると、タワー投資顧問は平成23年12月29日現在、当社普通株式を11,620,490株（本書提出日現在の発行済株式総数（25,677,894株）に対する割合45.25%）保有しております。タワー投資顧問の投資会社という性格上、安定的に当社普通株式を継続して保有いただけない可能性があることを前提とし、将来的に大量の当社普通株式が売却されることを視野に入れて、当社は、平成23年11月下旬からその対応について具体的に検討を重ねてまいりました。当社といたしましては、当社の経営方針や事業計画、財務状況等を踏まえ今後の資本政策について慎重に検討をした結果、一時的に大量の当社普通株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場株価に与える影響を鑑み、当社が自己株式として買い受けることが最適であると考えました。上記の検討内容を踏まえて、当社は、平成24年3月下旬からタワー投資顧問と具体的な意見交換を行い、最終的に平成24年3月22日に本公開買付けにタワー投資顧問が自ら保有しまたは運営・支配する全てのファンド等の組合その他の団体が保有する当社普通株式の全て（平成24年3月22日現在11,861,490株（本書提出日現在の発行済株式総数（25,677,894株）に対する割合46.19%））を、応募しまたは応募させることを当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。なお、当社は、自己株式の取得の方法としては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から公開買付けの手法とし、本公開買付けにおける買付予定数については、タワー投資顧問が投資権限を持つ当社普通株式数（平成24年3月22日現在11,861,490株（本書提出日現在の発行済株式総数（25,677,894株）に対する割合46.19%））を踏まえ、一般株主の皆様に対しても公平な応募機会を提供することとし、当社の直近の財務状況から財務の健全性及び安定性を考慮した上で、14,700,000株（本書提出日現在の発行済株式総数の57.25%）を上限とすることが適切であると判断いたしました。</p> <p>当社は、本公開買付価格の決定に際して、第三者算定機関であるジャパン・ビジネス・アシュアランスに当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成24年3月23日付で株式価値分析報告書を取得しております。</p> <p>ジャパン・ビジネス・アシュアランスは、株式価値分析報告書において、市場株価平均法、修正簿価純資産法及びDCF法を採用し算定を行いました。各手法において算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p>
--------------	---

市場株価平均法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成24年3月22日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の直近1ヶ月間の終値の出来高加重平均値822円、直近3ヶ月間の終値の出来高加重平均値818円及び直近6ヶ月間の終値の出来高加重平均値797円を基に、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を797円から822円までと分析しております。

修正簿価純資産法では、平成24年3月期第3四半期決算の財務数値を使用し、同貸借対照表項目について換金可能性を考慮した再評価を行った後の純資産価額を分析し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を589円から882円までと分析しております。

DCF法では、当社が作成した事業計画を基に、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を733円から917円までと分析しております。

本公開買付価格の決定にあたって当社は、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべくディスカウントを行うこととし、過去の自己株式の公開買付けの事例のディスカウント率を参考にしながら、当社の財務状況を勘案の上、タワー投資顧問との意見交換の内容に基づいて検討を行い、ジャパン・ビジネス・アシュアランスの株式価値分析報告書を参考にして、最終的に平成24年3月23日の取締役会において、本公開買付価格を770円とすることといたしました。

なお、本公開買付価格である770円は、本公開買付けの実施を決議した平成24年3月23日の前営業日である平成24年3月22日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値830円から7.23%、同年3月22日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値822円から6.30%、同年3月22日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値816円から5.65%、同年3月22日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値792円から2.73%をそれぞれディスカウントした金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成24年3月23日の当社普通株式の終値800円から3.75%ディスカウントした金額となります。

(3)【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	14,700,000 (株)	- (株)	14,700,000 (株)
合計	14,700,000 (株)	- (株)	14,700,000 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(14,700,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(14,700,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

5【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係は以下のとおりです。(注2)

日本の居住者である個人の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税され、当該みなし配当の額に7%を乗じた額の所得税、及び3%を乗じた額の住民税が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、当該みなし配当の額に20%を乗じた金額の所得税が源泉徴収されます(住民税は徴収されません。)

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は申告分離課税の適用対象となります。

法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として、当該額に7%を乗じた額の所得税が源泉徴収されます。

応募に際して、応募株券等が公開買付代理人の応募株主口座に記録されていない場合は、公開買付代理人が、当該応募株券等につき、当該応募株主口座への振替手続が完了したことを確認してからの受付となります。

当社の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等については、特別口座に記録されている状態では応募することができません。当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面にご住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C日興証券株式会社国内各営業店）

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	11,319,000,000
買付手数料(b)	55,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a) + (b) + (c)	11,379,000,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(14,700,000株)に、本公開買付価格(770円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額(円)
届出日の前日現在の預金等	当座預金	487,699,112
	普通預金	6,809,046,760
	定期預金	3,305,045,797
	計	10,601,791,669

届出日以降に借入を予定している資金

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(円)	
金融機関	銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注)	8,000,000,000
計			8,000,000,000	

(注1) 当社は、上記金額の融資に関し、株式会社三菱東京UFJ銀行との間で当座貸越契約(以下「本件融資契約」といいます。)を締結しております。上記融資の裏付けとして、本件融資契約に基づき、当社は同行から、80億円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。なお、本件融資契約においては、貸付実行の前提条件として、公開買付届出書の添付書類である融資証明書記載のものが定められております。

(注2) 本公開買付けの決済の開始日までに、当社が、株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャー及びCPバックアップラインのスポンサーとする、フルサポート型ABC P(資産を裏付けとするコマーシャルペーパー)プログラムの特定目的会社であるコンチェルト・レシーバブルズ・コーポレーション東京支店との間で締結した債権譲渡基本契約書に基づく債権譲渡を行った場合、上記「届出日の前日現在の預金等」の増加及び「届出日以降に借入を予定している資金」の減少が見込まれますが、買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の総額については変更ありません。

8【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2)【決済の開始日】

平成24年5月17日(木曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

日本の居住者である個人の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税され、当該みなし配当の額に7%を乗じた額の所得税、及び3%を乗じた額の住民税が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、当該みなし配当の額に20%を乗じた金額の所得税が源泉徴収されます(住民税は徴収されません。)

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は申告分離課税の適用対象となります。

法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として、当該額に7%を乗じた額の所得税が源泉徴収されます。

なお、その場合、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付代理人に対して平成24年4月20日までに租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日(平成24年5月16日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(4)【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

9【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(14,700,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(14,700,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(1,000株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等の中から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2)【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間の末日までに行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

(4)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項及び令第14条の3の8により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間の末日までに行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに、公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社は、タワー投資顧問から平成24年3月22日付で、タワー投資顧問が自ら保有または運営・支配する全てのファンド等の組合その他の団体が保有する当社普通株式の全て（平成24年3月22日現在11,861,490株（本書提出日現在の発行済株式総数（25,677,894株）に対する割合46.19%））を、本公開買付けに応募または応募させることを当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。応募の前提条件はありません。

当社は、平成24年3月23日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、平成24年3月期通期業績予想数値の修正を行っております。以下は、当該内容の一部を抜粋したものです。詳細につきましては、当該公表をご参照ください。
平成24年3月期通期連結業績予想数値の修正（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	98,000	1,100	1,100	100	3.97
今回修正予想（B）	97,000	530	620	470	18.68
増減額（B - A）	1,000	570	480	370	
増減率（％）	1.0	51.8	43.6		
（ご参考）前期実績 （平成23年3月期）	96,284	668	877	3,172	137.54

平成24年3月期通期個別業績予想数値の修正（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	64,800	520	7,280	289.06
今回修正予想（B）	63,900	260	7,030	279.44
増減額（B - A）	900	260	250	
増減率（％）	1.4	50.0	3.4	
（ご参考）前期実績 （平成23年3月期）	61,359	466	296	12.87

第2【公開買付者の状況】

1【発行者の概要】

- (1)【発行者の沿革】
- (2)【発行者の目的及び事業の内容】
- (3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

2【経理の状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】

3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第二部						
	平成23年9月	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月	平成24年1月	平成24年2月	平成24年3月
最高株価(円)	776	756	795	825	822	823	830
最低株価(円)	732	730	740	790	799	790	800

(注) 平成24年3月については、平成24年3月23日までの株価です。

4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1)【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第70期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月29日 関東財務局長に提出
事業年度 第71期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月30日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第72期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日) 平成24年2月9日 関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

都築電気株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市北区中之島二丁目2番2号)
都築電気株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区錦二丁目13番30号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)